

信州大学こまくさ寮・思誠寮・思誠女子寮における退寮に至る行為のガイドライン

平成28年 8月 1日 学生総合支援センター
平成29年 4月 1日 改正

信州大学こまくさ寮・思誠寮・思誠女子寮における退寮に係るガイドラインを以下の表のとおり示す。

本表は、各学生寮における規程、内規及び自治規約等に定める退寮について、対象行為を類型化したものである。

区分	行為	退寮の判断基準
大学生活に関するもの	1 学生の身分を失ったとき	身分を失う行為の例 ① 退学 ② 除籍（死亡除籍を含む） ③ 受入留学期間の満了
	2 停学処分を受けたとき	3月を超える停学処分を受けたもの
	3 在寮期間を超えるとき	こまくさ寮は、入寮した日の属する学年の終わりまで その他の寮は、入寮の日から起算し、最短修業年限終了の日までの期間 ただし、特別の理由により、引き続き在寮を希望する者が、その理由を具し、管理運営責任者に願い出て、許可を得た場合はこの限りではない。
	4 休学が認められたとき	3月以上の休学が認められたもの このうち、管理者が退寮の必要性を認めたもの
寮生活に関するもの	5 経費の納入を怠ったとき	対象となる経費の例 ① 施設・設備の使用料 例) 寄宿料 ② 施設・設備の使用に伴う経費 例) 電気料金、水道料金、燃料費、消耗品費 ③ 施設・設備を維持・運営するための経費 例) 修繕費、清掃業務の委託費、樹木等の剪定費 ④ その他 例) 故意又は重大な過失により施設設備を破損した場合の賠償金 ただし、大学が負担する経費を除く 滞納期間は3月以上とする これらのうち、悪質性、継続性等を考慮し管理者が退寮を適当と認めるもの
	6 寮生としての義務を放棄したとき	対象となる義務の例 ① 総会、各種委員会への出席、議決への参加 ② 諸会議での決定事項の遵守 これらのうち、悪質性、継続性等を考慮し管理者が退寮を適当と認めるもの
	7 入寮願等に虚偽の記載があったことが判明したとき	対象となる書類の例 ① 入寮の申請・選考に関するもの ② 入寮願 ③ 誓約書 ④ 在寮期間延長願 ⑤ その他大学又は寮に提出するもの これらのうち、悪質性、継続性等を考慮し管理者が退寮を適当と認めるもの
	8 健康又は保健衛生上の理由により、共同生活に適さないと認められたとき	健康上の理由の例 ① エボラ出血熱、コレラ、ジフテリアなど強い感染力を持ち生命の危険がある伝染病（学校伝染病第一種等）の罹患 ② その他重篤な疾患の罹患 これらのうち、管理者が退寮の必要性を認めたもの

寮生活に関するもの	9	飲酒・喫煙したとき	20歳未満の者においては、寮内外を問わず飲酒・喫煙は法律違反であり認めない 成人においては、20歳未満の者の飲酒・喫煙に同席し、その行為を押しなかった場合、道義的責任を負うことがある こまき寮の寮内・敷地内はすべて禁酒・禁煙
	10	寮の秩序を著しく乱す行為があったとき	寮の秩序を著しく乱す行為の例 ① 本学学生を含む寮生以外の者に寮の施設を使用させること ただし、寮の運営・管理に必要な教職員・業者、もしくは寮が定めた手続きにより一時的に寮への立ち入りを認められた者が、便所等を使用することを除く ② 本学学生を含む寮生以外の者を宿泊させること 宿泊とは、午後9時から翌日午前9時までに、寮の施設に滞在した状態をいう ③ 異性の寮内に立ち入ること 異性の寮生による許可の有無を問わない ただし、財産・生命等に危険が予想される緊急の場合は除く ④ 飲酒・喫煙等を他者に強要すること 直接的な指示ではなくとも、はやしたて・コールなど強要と同質の雰囲気構築することを含む ⑤ 賭博行為 金額の多寡を問わない 金銭と同等の価値を有する物品を含む ⑥ 盗難行為 寮内・敷地内の物品を許可なく持ち出すこと、自らの居室に持ち込むことを含む 共用部分から延長コードやホースなどを引き、電気・水道を使用することは、窃盗行為とみなす ⑦ 居室の鍵を他者に譲渡、貸借、複製すること 開錠の操作を教える等、寮の防犯上危険な行為を含む ⑧ 寮の設備・備品等を故意に破損させること、もしくはそれらを不適切に使用すること ⑨ 寮内・敷地内への持ち込み・使用を禁止する物品を持ち込み・使用すること ⑩ 寮内・敷地内に私物・ゴミ等を放置すること 共有部分のほか、自らの居室を異臭等他者に迷惑となる状態にすることを含む ⑪ その居室の寮生の許可を得ずに他者の居室を使用すること ⑫ 他者に対する暴力行為、不適切行為及びわいせつ行為 寮生以外の学生、教職員、近隣住民等学外の者を含む ⑬ 夜間騒音等の迷惑行為 時間について、昼夜を問わない ⑭ 寮内・敷地内でペット等動物・虫を飼育すること ⑮ 寮生の画像、個人情報及び寮の信用を毀損する恐れのある情報を、掲示、インターネット等によりみだりに公開すること twitter, Facebook等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含む ⑯ その他、寮の風紀又は秩序を乱す行為 これらのうち、悪質性、継続性等を考慮し管理者が退寮を適当と認めるもの